

裁決書

審查請求人 住所

氏名 様

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成27年10月7日付けで提起のあった、名古屋市熱田区社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成27年10月5日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分（以下「原処分」という。）に関する審査請求について、次のとおり裁決します。

主文

原処分を取り消します。

理由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

平成 27 年 10 月 5 日付け保護申請却下処分を取り消してほしい。

9月17日付けの保護適用。

2 審査請求の理由

食料を与えず、殺人未遂の疑い。いろいろな方法があったにもかかわらず、あらゆる方法を取らなかった。

弁護士、保護申請と同時に、などで（私の場合は

で、居宅・住居の確保をしたにも関わらず、施設に入れの一点張りで、住所は決まっていたにも関わらず、却下の申請は間違っている。その後、いろいろな方法が取られたにも関わらず、食料・お金を一切与えず、殺人未遂の疑いがある。

第2 処分庁の弁明

1 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

2 本件処分に至った経過

- (1) 平成27年9月17日、請求人は、■から援助がなくなり生活に困窮しており、居住地にも困窮しているとして、名古屋市熱田区社会福祉事務所（以下「処分庁」という。）宛て生活保護開始申請を行い、処分庁は同日受理した。

また、処分庁職員が請求人の生活歴等を聴取したところ、請求人は、処分庁職員に

対し、「これまで [] で [] と生活していた。」「高校卒業後、バイトを含め全く不就労。」「今年8月10日頃、[] から7万円を受領し、あちこちに出かけ、8月24日に帰宅したところ、[] が居なくなっており、住居も引き扱われているようだった。」と申し立てた。

そのため、処分庁職員は、請求人に対し、名古屋市一時保護事業実施要綱に基づく一時保護事業による一時保護施設（以下「一時保護所」という。）における居宅生活能力の検証を経た、居宅における保護の実施や名古屋市ホームレス自立支援事業実施要綱に基づく自立支援事業の利用について説明したところ、請求人からは、今後の方針について明確な返答がなかったことから、処分庁は、当面の生活の場所として緊急宿泊護事業取扱要綱に基づき指定を受けた緊急宿泊施設（以下「緊急宿泊施設」という。）の利用を提案し、請求人が利用を了承したため、9月17日から9月25日の朝まで利用できるよう手配し、今後について相談があれば9月24日に再度来所するよう請求人に説明した。

(2) 同月24日、請求人が処分庁に来所した。その際、請求人は、処分庁職員に対し、請求人が選んできたアパート入居先の候補物件の資料を提示し「来週転居なのでお願いします。」と申し立てたため、請求人に対し、改めて生活歴や最近の生活状況等を聴取したところ、請求人はこれまで単身での居宅生活経験について「ない」と申し立て、生活保護受給歴も相談歴も「全くない」と申し立てた。

そのため、処分庁職員は、請求人に対し、同日聴取した内容に加え、上記(1)における申し立てを考慮すると、請求人が直ちに居宅生活が可能か否かを判断できないため、敷金等の支給を行うためには一時保護所での居宅生活能力の検証を行う必要がある旨を説明したところ、請求人は「集団生活をするような施設に入ることは考えられない。」と言い、処分庁職員の説明を遮り、「施設はどんな内容であっても検討の余地もない。」として、処分庁による一時保護所への入所支援を拒否した。なお、処分庁職員と請求人との間で、今後の支援方針について再度相談するため、請求人の緊急宿泊施設の入所期限である9月25日に、緊急宿泊施設を退所後すぐに処分庁に来所することで日時を調整した。

(3) 同日、処分庁は請求人に居宅生活が可能か否かの判断についてケース診断会議を実施した。その際、処分庁は、単身での居宅生活経験がなく、高校卒業後、バイトを含めて全くの不就労であるという請求人の申し立てを考慮し、請求人は直ちに居宅生活が可能か否かの判断ができない者であると判断した。このため処分庁は請求人に対して、引き続き居宅生活能力の検証のために一時保護所への入所を支援していくことを決定した。

(4) 同月25日、17時30分頃、請求人が処分庁に来所した。その際、処分庁職員は、請求人に対し、請求人の来所時間が遅いため、当日の宿泊先の確保を行う必要があること、請求人が転居による支援を希望するのであれば、一時保護所において居宅

生活能力の検証による転居の支援を行うこと及び緊急宿泊施設を再度利用できるよう手配可能な旨を説明するも、請求人は「施設はいいです」と言い、処分庁の支援を拒否した。

また、処分庁職員より、請求人に対し、緊急宿泊援護事業は、処分庁において案内が可能な支援を拒否したまま宿泊場所のみを提供する事業ではないため、請求人が転居による支援を希望するのであれば、施設入所について考えてみるよう助言したもの、請求人は支援を拒否し、「緊急宿泊施設からの転居の支援は可能であると聞いた。」と申し立てて退庁した。

(5) 同月 28 日、処分庁は、[REDACTED]へ電話連絡を行い、以下の内容が判明した。

ア 請求人は、平成 26 年 3 月 14 日から生活保護を受給していた。

イ 請求人は、平成 26 年 9 月頃から所在不明となり、平成 26 年 11 月 1 日付けで生活保護が廃止となった。また、住居は家賃滞納で解約となった。

ウ 請求人は、平成 27 年 3 月 8 日に [REDACTED] の [REDACTED] に [REDACTED] により入院した。

エ 請求人は、平成 27 年 5 月 26 日、[REDACTED] で住居の無い者として生活保護申請したが、平成 27 年 7 月失跡した。

オ 請求人は、平成 27 年 7 月 7 日、[REDACTED] で住居の無い者として生活保護を申請したが、すぐに失跡した。

(6) 同日、請求人が処分庁に来所した。その際、請求人は、処分庁職員に対し、「お腹が痛いので病院にかかりたい。」と申し立てたため、処分庁職員が請求人の希望を確認したところ、請求人は、「[REDACTED] 病院がよい。」と申し立てた。

そのため、処分庁職員は、[REDACTED] 病院は処分庁からは遠く、また、本日受診可能な [REDACTED] 病院は徒歩で 1 時間 40 分かかるので、腹痛がある中、場所もわからない遠い病院に行くのは現実的でないと説明したものの、請求人は「場所は知っている。徒歩で行ける」と申し立てたため、処分庁は、[REDACTED] 病院の医療要否意見書を交付した。

また、処分庁職員は、請求人に対し、自立のための施設入所による住居の確保や生活状況の改善について助言するも、請求人は「申請はしてあるので転宅費用は支給されると聞いている。」と申し立て、処分庁による支援は拒否した。また、上記(5)にて確認した内容から、請求人から希望があれば [REDACTED] への入院案内も可能である旨を請求人に説明したが、請求人は、これを拒否した。

(7) 同月 29 日、処分庁職員は [REDACTED] 病院宛てに電話連絡を行った。その際、請求人の受診状況を確認したところ、請求人が受診を行っていないことを把握した。また、請求人が受診された場合は処分庁に連絡をするよう依頼した。

(8) 同日、処分庁は上記(5)、(6)、(7)にて確認した内容を踏まえて、再度ケース診断

会議を実施し、請求人への今後の支援方針について再度検討をした。その際、処分庁は、請求人には医療受診を希望しながら受診をしなかった事実から健康管理に問題があり、事実とは異なる虚偽の申告を繰り返している事実から [REDACTED]

[REDACTED] また保護受給中に自ら住居を転出して、家賃滞納・住居解約に至った事実から [REDACTED]

[REDACTED] と判断したため、上記(3)でのケース診断会議結果と同じく、請求人に対しては、引き続き居宅生活能力の検証のために一時保護所への入所を支援していくべきであることを確認した。また、一時保護所での生活状況を見つづ、居宅生活をする上で、上記の問題等について生活指導を要すると判断した場合には、更生施設への入所も合わせて支援を検討していくこととした。

(9) 同年10月1日、請求人は処分庁に来所した。その際、請求人は、処分庁職員に対し、「転居費用の支給準備、保護開始決定はまだですか。」と申し立てた。そのため、処分庁職員は、請求人に対し、転居費用の支給のためには、請求人が居宅生活ができると認められる者に該当する必要があり、これまで請求人から聴取した内容等から考えて、居宅生活能力に疑義があることから、その検証が必要であること及び当面の生活場所の確保の必要があることから施設入所を案内しているものの、請求人が支援を拒否しているため、手続きに時間を要することを説明した。

また、請求人の保護開始申請における決定にあたり必要な事項を聴取するため、ここ最近の宿泊場所及び医療機関へ受診をしなかった理由を確認したところ、請求人は、処分庁職員からの質問に答えることなく、「厚労省にも弁護士にも話をしますんで。厚労省が緊急宿泊援護からの転宅ができると認めているんでやってください。」と発言した。

そのため、処分庁職員は、請求人に対し、改めて処分庁からの聞き取りに協力してほしいことを求めたが、請求人は「厚労省は生活歴とかを聞き取りしなくても決定ができると言っていたので。」と申し立て、同様の主張を繰り返すため、請求人に対し、申請から30日以内には何らかの決定を出す旨を説明したところ、請求人は、「また後日来所する。」と申し立てた。

(10) 同年10月2日、[REDACTED] から電話連絡があり、請求人が同日、[REDACTED] へ生活相談に行った旨、情報提供を受けた。

(11) 同年10月5日、処分庁職員は、[REDACTED] 宛てに電話連絡を行った。その際、請求人に対する保護の実施機関は、[REDACTED] 福祉事務所となるため、[REDACTED] 福祉事務所に引継ぎをした旨を確認した。

(12) 同日、処分庁職員は、[REDACTED] 福祉事務所宛てに電話連絡を行った。その際、請求人が、10月2日付けで生活保護申請を行い、同日付けて[REDACTED] 福祉事務所が受理したことを確認した。また、10月2日に請求人は施設事務費が発生する施設に入所したため、10月2日付で保護開始をすること及び[REDACTED] 福祉事務所から

請求人に対して今後の希望を聞いたところ、請求人は名古屋市に戻らず、[]に住み続けたいと話していたことを併せて確認した。

- (13) 同日、処分庁職員は[]病院宛てに電話連絡を行った。その際、請求人の受診状況を確認したところ、請求人が受診を行っていないことを確認した。
- (14) 同日、処分庁は、請求人から提出のあった保護開始申請書の取扱いについて、ケース診断会議を実施し、処分庁が請求人の希望や現状を踏まえたうえで必要と判断し、施設入所を含めて継続的に支援施策を提示しているにもかかわらず、請求人が保護申請以降、処分庁が継続的に案内している支援についていずれも拒否していること、請求人が医療機関の受診を希望したため医療要否意見書も発行したが未だに医療機関の受診もないこと、10月2日には[]福祉事務所で保護申請し、名古屋へ帰来の意思もなく、[]にて住居を確保したいとの希望で、同日から施設事務費が発生する施設に入所し、10月2日付けで[]福祉事務所で保護開始の予定であることを[]福祉事務所から確認していることから、請求人に対して開始すべき扶助がなく、請求人の平成27年9月17日付けの生活保護開始申請は、却下することとした。
- (15) 同日、処分庁は、本件処分を決定したが、居所不明かつ連絡もつかない状態であり、直接交付することができないため、処分庁において決定通知をしばらく保管することとした。
- (16) 同月7日、請求人は処分庁に来所し「保護の決定通知書をください。」と申し立てたため、処分庁は請求人に「保護申請却下通知書」を内容説明の上、手交した。
- (17) 同日、請求人は愛知県知事宛て本件処分にかかる審査請求を行った。

3 本件審査請求の争点及び処分庁の意見

(1) 本件審査請求の争点

請求人は、審査請求の趣旨において、「平成27年10月5日付け保護申請却下処分を取り消してほしい。」として、本件処分の取消しを求めており、また、請求人は、審査請求の理由において、「居宅・住居の確保をしたにも関わらず、施設に入れ的一点張りで住所は決まっていたにも関わらず、却下の申請は間違っている。」としていることから、「生活保護開始申請却下の妥当性」及び「敷金等の支給を認めないことの妥当性」の二点を検討する。

(2) 処分庁の意見

ア 生活保護開始申請却下の適法性・妥当性について

(ア) 法第8条第1項において、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定されており、また、同条第2項において、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、

所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」と規定されているように、保護の程度の決定は、「生活保護法による保護の基準」(昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号)に基づいて測定した要保護者の需要と、要保護者の資力とを対比し、その不足分を補う程度で行うものであるため、生活の需要を満たすに十分なものであれば、それを超えて程度の決定を行うものではないことが定められている。

- (イ) 法第 30 条は、「生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることが適当でないとき、(中略) 被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、(以下略)」とされていることから、居住地がないか、不安定な居所に起居している者については、アパートや施設等に居住するよう支援を進めていく必要がある。
- (ア) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。) 第 11 の 1 の (2) において、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。(以下略)」とされていることから、保護の決定にあたっては、要保護者の需要に対して他法や他施策等の利用しうる資源を適切に活用できるよう助言指導を行う必要があり、それらの活用により要保護者の需要を満たすことができるにもかかわらず、これに従わない場合には、保護の要件を欠くものと判断しても良いと定められている。
- (イ) 「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」(平成 21 年 3 月 18 日付け社援保発第 0318001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。) 2 (1) において、「(前略) 特に、保護を適用する際に、居宅生活が適当であるのか、福祉的な援助等が必要であるため、保護施設等又は自立支援センターへの入所が適当であるのかを判断するため、アセスメントを十分に行われたい。(以下略)」とされていることから、要保護者から保護の適用を求めて相談があった際には、要保護者が抱える多様な問題を十分に把握したうえで、必要な支援を行う必要がある。
- (オ) 本件処分にあたり、課長通知 2 (2) において、「(前略) 居宅生活が可能か否かの判断ができるない者については、施設等における支援が、一定の期間、必要である。(以下略)」とされていることから、上記 1 (1) 及び (2) のとおり、処分庁は、請求人から聞き取った相談内容を、請求人の抱える問題（身体的・精神的状況のほか、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等）を総合的に勘案して、居宅生活能力等の検証のため、施設等における生活が妥当と判断したため、当

面の宿泊先として緊急宿泊援護事業を提供しつつ、必要な施策の案内を行っているものの、上記 1(2)、(4)、(6) 及び(9) のとおり、請求人は案内された支援策を拒否し、一方的に自己の主張を繰り返すのみであった。

- (力) したがって、請求人は生活保護開始申請を行った日以降、平成 27 年 9 月 24 日までは、上記 1(1) 及び(2) のとおり、緊急宿泊施設に入所していたこと、平成 27 年 9 月 25 日以降は、上記 1(4) 及び(6) のとおり、請求人の希望や現状を踏まえたうえで、当面の生活場所の確保を含めて必要な施策の提示を行っているにもかかわらず請求人がこれを拒否し続けたこと、上記 1(9) のとおり、緊急宿泊施設を退所した以降の生活状況の聞き取りに応じないこと及び医療機関への受診をしていないこと、平成 27 年 10 月 2 日には、[REDACTED] 福祉事務所で保護申請し、名古屋へ帰来の意志もなく、[REDACTED] にて住居を確保したいとして、同日から施設事務費が発生する施設に入所する支援を受けており、同日付で [REDACTED] 福祉事務所で保護開始の予定であることを [REDACTED] 福祉事務所から確認していたことから、処分庁は、上記 1(14) のとおり、ケース診断会議時点では請求人へ対して開始すべき扶助はないと判断した。
- (ナ) 以上のことから、処分庁は、請求人が他の実施機関にて保護申請をし、今後保護開始予定であることが判明した平成 27 年 10 月 5 日付で、以後は処分庁にて実施責任を負うべきものではないと判断し、また生活保護開始申請日以降、請求人の需要に対しては、上記(力) のとおり適切な生活保護支援及び他施策の活用を案内しているにもかかわらず、請求人が自らこの活用を怠りかつ忌避していたものであるから、請求人は保護の要件を欠くものであると判断し、局長通知第 11 の 1 の(2) に照らし合わせて、生活保護開始申請却下を決定したものであり、違法又は不当な点はない。

イ 敷金等の支給を認めないことの適法性・妥当性について

- (7) 局長通知第 7 の 4 の(1) のキには、「保護開始時において、安定した住居のない要保護者（保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。）が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で（中略）必要な額を認めて差し支えないこと（以下略）とされている。」
- (イ) 敷金等の支給の判断については、局長通知第 7 の 4 の(1) のキ「居宅生活ができると認められる者」の判断方法として、法の解釈基準である「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日付け社保第 34 号 厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第 7 の 78 答「なお、当該判断に当たっては、要保護者、その扶養義務者等から要保護者の生活歴、過去の居住歴、現在の生活状況を聴取する等の方法により、極力判断材料の情報収集に努め、慎重に判断すること」とされており、『生活保護手帳（別冊問答

集) 2015』(平成 27 年 8 月 1 日発行)(以下『別冊問答集』という。) 問 7 の 107 答「以下のような点について判断することとなると考えるが、これは判断の観点であって、以下の全ての点を満たす事を要件に居宅生活ができると判断すべきものではないので留意すること。(中略) 1 面接相談時の細やかなヒアリングによって得られる要保護者の生活歴、職歴、病歴、居住歴及び現在の生活状況(以下略)」とされている。

(ii) 処分庁は、上記 1 (2) のとおり、これまで請求人は [] と生活していたため単身での居宅生活の経験がほとんどないこと及び就労経験が全くないことを聞き取っている。また、上記 1 (5) のとおり、[] のアパートで単身居宅生活を送りながら生活保護を受給していたが、生活保護が廃止となり、家賃滞納によりアパートが解約となっていることを聞き取っている。さらに、請求人は、上記 1 (6) のとおり、医療機関への受診を希望していたことから処分庁が医療要否意見書を交付したにもかかわらず、請求人は自ら遠方の医療機関を選択し、最終的には受診をしておらず、健康管理に問題があるといえる。

(I) したがって、別冊問答集問 7 の 107 答に照らして、医療機関への受診を希望しながら受診をしないことから健康管理に問題があること及び上記 1 (2) 及び (5) のとおり、請求人は当初生活保護受給歴はないと申し立てていたものの、実際には生活保護受給歴があることが判明し、処分庁に対して虚偽の申し立てを行っていたことから [] 、保護受給中に自ら住居を転出して、家賃滞納・住居解約に至った事実から []

[] と判断したことから、請求人が居宅生活ができると直ちに認められる根拠はなく、局長通知第 7 の 4 の (1) のキ「居宅生活ができると認められる者」とは認められないものと判断し、敷金等の支給を認めなかったものであり、処分庁が、敷金等の支給を認めないことについて、違法又は不当な点はない。

(3) 結論

以上のとおりであるから、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

第 3 審査庁の判断

審査請求書、処分庁の弁明書、処分庁から提出された関係書類等の物件から、次のように判断する。

本件審査請求については、「生活保護開始申請却下の妥当性」が争点となる。なお、処分庁が争点として示した「敷金等の支給を認めないことの妥当性」については、原処分を判断する争点とはならない。

処分庁は弁明書において、原処分を行った理由として、「請求人が他の実施機関にて保護申請をし、今後保護開始予定であることが判明した平成 27 年 10 月 5 日付けで、以後は処分庁にて実施責任を負うべきものではないと判断し、また生活保護開始申請日以降、請求人の需要に対しては、上記第 3 の 3(2) ア(カ)のとおり適切な生活保護支援及び他施策の活用を案内しているにもかかわらず、請求人が自らこの活用を怠りかつ忌避していたものであるから、請求人は保護の要件を欠くものであると判断し、局長通知第 11 の 1 の (2) に照らし合わせて、生活保護開始申請却下を決定したものであり、違法又は不当な点はない。」と述べている。

この理由のうち、「請求人が他の実施機関にて保護申請をし、今後保護開始予定であることが判明した」という点については、本件審査請求は平成 27 年 9 月 17 日付け保護の申請に対する却下処分についての妥当性が争点となるため、平成 27 年 10 月 5 日に他の実施機関で請求人の保護を開始したことは原処分について直接影響を与えない。

次に処分庁が局長通知第 11 の 1 の (2) 「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。(以下略)」に照らして、「適切な生活保護支援及び他施策の活用を案内しているにもかかわらず、請求人が自らこの活用を怠りかつ忌避していた」と処分庁が判断した点についてみる。

局長通知第 11 の 1 の (2) にある保護の要件を欠くものに請求人が該当するかどうかについて、請求人は処分庁の示す支援策に対して継続して拒否をしている事実は認められるが、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避している」として保護の要件を欠くものとは認められない。

処分庁は請求人に対し、居宅生活能力の検証のために一時保護所への入所を支援していくことを決定しているが、これは請求人に対する保護の開始後の支援策を決定しているのであり、保護開始前に自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を求める局長通知第 11 の 1 の (2) の趣旨とは関連がない。

また「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」(平成 21 年 3 月 18 日付け社援保発第 0318001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) 2(4) アにおいて、「(前略) なお、住居が確保されていないことを理由として保護申請を却下できないものであること。」を鑑みると、請求人が処分庁の支援策に従わず、居所不明の状態であっても、保護申請を却下する理由にはならない。

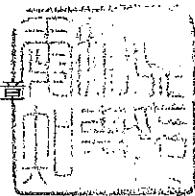
よって処分庁が「適切な生活保護支援及び他施策の活用を案内しているにもかかわらず、請求人が自らこの活用を怠りかつ忌避していた」として保護の申請を却下した点について、妥当性は認められない。

したがって、原処分は、判断として適正でない部分が認められ、違法な決定であったといわざるを得ない。

以上により、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法第 40 条第 3 項の規定に基づき、主文のとおり裁決します。

平成 28 年 12 月 12 日

愛知県知事 大村秀章



- 1 この裁決について不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 1 の再審査請求とは別に、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に名古屋市を被告として審査請求に係る処分の取り消しの訴え又は愛知県（訴訟において愛知県を代表する者は愛知県知事になります。）を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。これらの取消しの訴えは、1 の再審査請求による裁決を経ずに提起することができます。